

伊北地区非出資漁業協同組合内共第 24 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、伊北地区非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第 24 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第 11 条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第 1 項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、第 7 条第 1 項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模でなければならない。

遊具・漁法	規模
竿釣	竿数は、1 人 2 本以内

(遊漁機関)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期間
こい、うぐい、わかさぎ	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
いわな、やまめ	4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

(禁止区域)

第5条 前条に規定する期間であっても、次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

区域		期間
田子倉湖	南会津郡只見町地内電源開発株式会社田子倉発電所堰堤下流端から下流850メートルまでの区域	通年
	南会津郡只見町地内電源開発株式会社田子倉発電所堰堤上流端から上流左岸約200メートルに位置する若宮八幡神社湖畔突起部一本松の地点と同右岸約1,000メートルに位置する白戸川合流地点を結んだ直線及び両地点を湖岸と堰堤を経由した線により囲まれた区域並びに同堰堤の上流端から下流500メートルまでの区域	
支流叶津川	JR 只見線鉄橋下流端から下流只見川との合流点までの区域	5月15日から 6月30日まで
支流蒲生川	JR 只見線鉄橋下流端から下流只見川との合流点までの区域	5月15日から 6月30日まで
滝湖	大沼郡金山町地内電源開発株式会社田子倉発電所堰堤上流端から上流200メートルまでの区域	通年

- 2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。
- 3 前項の公示については、第7条第2項に定める場所に掲示してするものとする。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい、いわな、やまめ	15センチメートル
うぐい	7センチメートル

- 2 前項の表の左欄に掲げる水産動物の放産した卵は、採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の2分の1(1円未満切上げ)に相当する額とする。

魚種	遊具・漁法	遊漁料
全魚種	竿釣	1日 1,000円 (組合事務所又は取扱所)
		1日 1,500円 (遊漁現場)
		1年 4,500円 (組合事務所又は取扱所)
	船釣	1日 3,500円 (組合事務所、取扱所又は遊漁現場)
		1年 15,000円 (組合事務所又は取扱所)
	船釣同乗者	同乗者1人につき、 1日 1,000円 (組合事務所、取扱所又は遊漁現場)

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、1日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において遊漁監視員に納付することができる。

- (1) 伊北地区非出資漁業協同組合事務所
- (2) 伊北地区非出資漁業協同組合遊漁承認取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

附 則

この規則は認可した日から施行する。

別記様式第 1 号
遊漁承認証

表

裏

No.					
遊 漁 承 認 証 下記のとおり遊漁を承認します。 記					
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">(住所)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(氏名)</td> <td style="padding: 5px;">(年齢)</td> </tr> </table>	(住所)		(氏名)	(年齢)
(住所)					
(氏名)	(年齢)				
承認期間 魚 種 遊具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発 行 者	写真 貼 付				
伊北地区非出資漁業協同組合					

注 意 事 項
1 遊漁者は遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。 2 本証を他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

別記様式第 2 号
漁場監視員証

表

裏

No.	
漁 場 監 視 員 証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 記	
住所	(年齢)
氏名	
有効期間 発 行 者 伊北地区非出資漁業協同組合	

注 意 事 項
1 監視員は遊漁規則に違反した者又は密猟者を監視する者とする。 2 監視員は監視を行うときは、本証を携帯し、関係者の要求があったら提示しなければならない。 3 遊漁規則第 7 条第 2 項ただし書きにより遊漁料を収納することができ